



様式第9号（第5条関係）

函 都 第 3 2 4 号
令和3年10月27日

株式会社トーエネック
代表取締役社長 藤田 祐三 様

函南町長 仁科 喜世志



再生可能エネルギー発電事業（変更）不同意通知書

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第1項の規定に基づき下記の事業について同意することができません。

記

| | |
|------------------|---|
| 発電所名称 | (仮称) 函南太陽光発電事業 |
| 設置（予定）場所（所在地） | 田方郡函南町軽井沢字駒嶽342-1 ほか54筆 |
| 事業地（予定地）の敷地面積 | 652,817㎡ |
| 再生可能エネルギー発電事業の種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 風力発電 |
| 太陽電池モジュールの総面積 | 316,696㎡ |
| 風力発電設備の高さ | m |
| 想定発電出力 | 29,800kW |
| 想定年間発電電力量 | 44,845,190kWh |
| 同意することができない理由 | 別紙のとおり |

同意することができない理由

- 1 事業の変更内容については、本来、早期に届け出ることが可能であったにも関わらず、届出を遅延させたこと。
- 2 本条例第4条の規定に基づく事業者の責務を果たしているとは判断できず、また、事業の変更に対して住民の理解を得られていない中での変更は容認できないこと。
- 3 変更後の工事着工予定日、工事完了予定日、運転開始予定日及び発電時期が不明瞭であること。
- 4 事業に対する当町の方針が函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく土地利用事業事前協議において不同意であるにも関わらず、事業が一方的に進められていること及び同要綱の規定に違反し土地利用事業の承認を受けずに林地開発許可申請を行ったこと。
- 5 函南町土地利用調査委員会において変更を含む事業に対する反対の答申を受けたこと。
- 6 函南町議会において、事業に関する反対決議がなされていること。
- 7 函南町区長会が実施した事業に対する軽井沢区の反対の意向に賛同する署名4,462世帯分の提出があること。
- 8 他県で実施している類似の事業での不適切な施工が認められていることから、事業の実行性に疑念があること。
- 9 事業に関連する林地開発許可の取得の手続における放流先河川に関する内容について疑義が生じており、また、放流先の地権者の同意が確認できないなど事業の実行性に疑念があること。
- 10 事業において発生が見込まれる残土の処分計画が不明確であること。
- 11 放流先河川である柿沢川の下流域については、平成10年8月末豪雨や令和元年東日本台風(台風第19号)により大きな被害を受けている地域であり、上流域での大規模な森林伐採や土地の改変は、その治水上大きな影響を及ぼすおそれがあること。
- 12 大規模な森林伐採や土地の改変により水質汚濁や河川・地下水の水量に影響を及ぼすおそれがあること。
- 13 事業区域は急傾斜かつ脆弱な地質で、活断層も存在していることから、土地の安定性について疑念がある中で土砂の流出等の防災上の不安があること。
- 14 大規模な森林伐採や土地の改変による豊かな景観資源への影響を否定できないこと。